

子供の貧困に関する指標の推移

子供の貧困に関する指標

「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について」(平成29年3月31日)より

目標分野

把握すべき状況

指標

教育の機会均等

就学等の状況

ひとり親家庭の子供の就園率
(保育所・幼稚園)

子供の進学率
(生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設)

(中学校卒業後・高等学校等卒業後別)
※ 大綱に規定する生活保護世帯等の子供の就職率についても動向を把握

高等学校中退率
(生活保護世帯、**全世帯**)

(生活保護世帯は、高等学校(定時制・通信制を含む)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。)
(全世帯は、全高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校後期課程)

学習習熟度

学力に課題のある子供の割合

(小学校・中学校別)

就学環境の整備

(子供の貧困対策の関連施策の実施状況を示すもの)

奨学金の貸与を認められた者の割合
就学援助制度の周知状況
SSW及びSCの配置

(無利子・有利子(それぞれ予約採用段階・在学採用段階別))
(入学時・進級時別)
(スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置人数、スクールカウンセラー(SC)の配置率(小学校・中学校別))

健康・生活習慣

朝食欠食児童・生徒の割合

健やかな成育環境

社会とのつながり

**相談相手が欲しいひとり親の割合
必要な頼れる相手がいない人の割合***

(子供がいる、低所得世帯・ひとり親世帯・全世帯)

保護者の
就労状況

ひとり親家庭の親の就業率

(母子家庭・父子家庭別)

ひとり親家庭の親の正規雇用の割合

(母子家庭・父子家庭別)

所得

**ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合***

(母子家庭・父子家庭別)

相対的貧困率

(子供の貧困率・ひとり親家庭の貧困率)

(注)

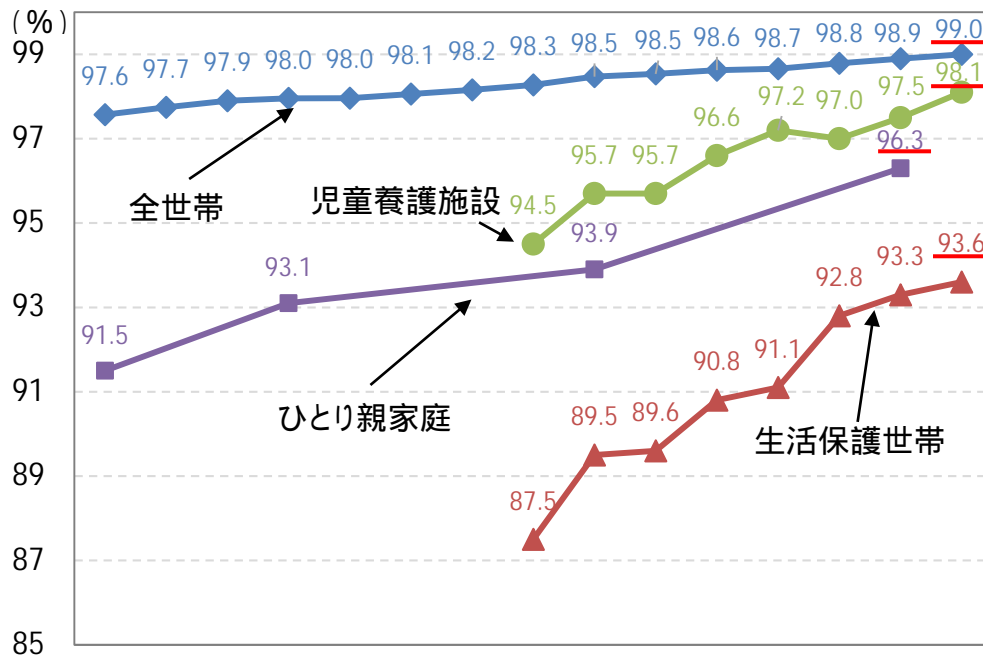
- ・「子供の貧困に関する指標」は、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために設定
- ・赤字部分は、現行指標に追加すべき新たな指標の例

教育の支援に関する指標

子供の高等学校等進学率について

- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の高等学校等進学率について、全世帯と比して、差はあるものの大きな隔たりはない。また、全ての分類について、上昇傾向にある。
- 生活保護世帯の子供の高等学校等中退率について、下降傾向にあるものの、全世帯と比して高い水準にある。

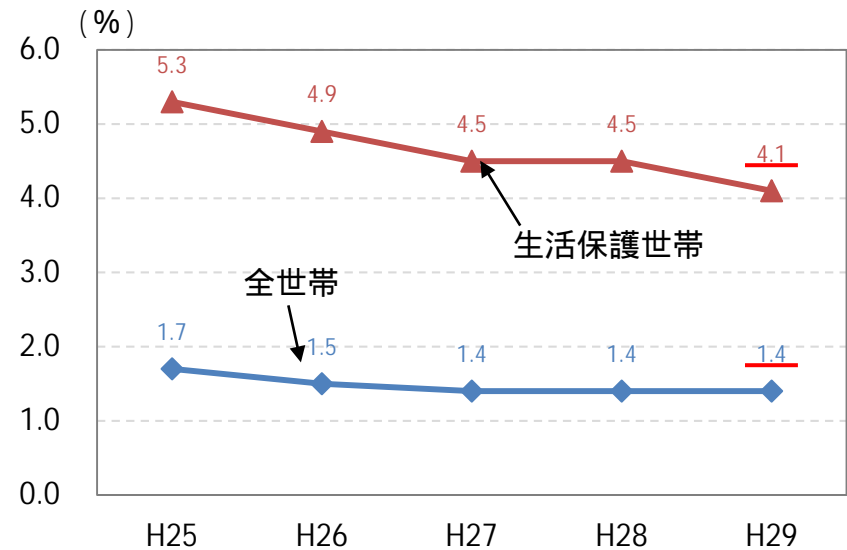
子供の高等学校等進学率の推移



H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29

- 注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 なお、平成24年度以前=被保護者のうち中学校(特別支援学校中学部を除く)卒業者のうち、高等学校又は高等専門学校に入学した者の占める割合
 平成25年度=被保護者のうち中学校(特別支援学校中学部を除く)卒業者のうち、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
 平成26年度以降=被保護者のうち中学校(特別支援学校中学部を含む)卒業者のうち、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合
- 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
- 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
- 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

子供の高等学校等中退率の推移



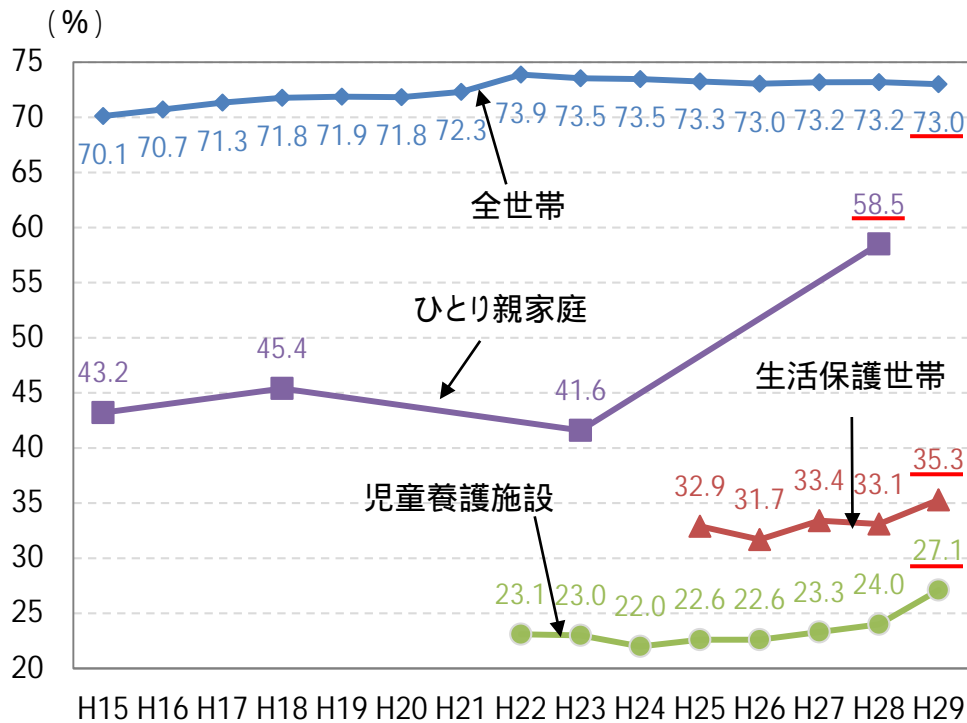
- 注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
- 注2) 全世帯については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成。

子供の大学等進学率について

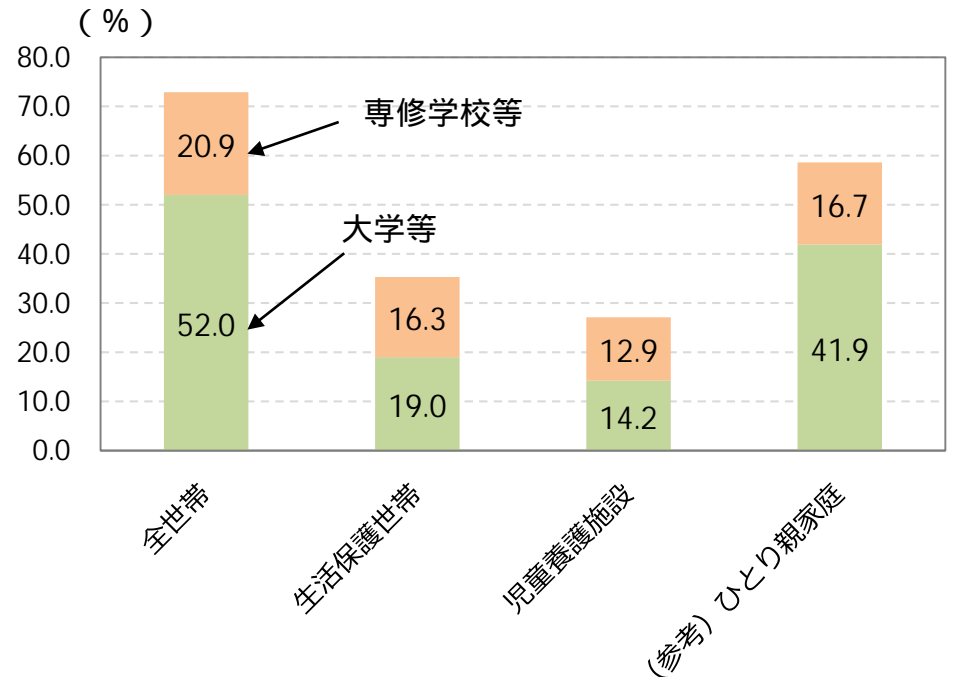
- 生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子供の大学等進学率について、全世帯と比して、未だ大きな差がある。
- 全世帯と比べて、生活保護世帯、児童養護施設は、大学・短期大学よりも専修学校・各種学校に進学する割合が高くなっている。

子供の大学等 進学率の推移

専修学校等を含む



子供の大学等進学率の内訳 (H29)



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

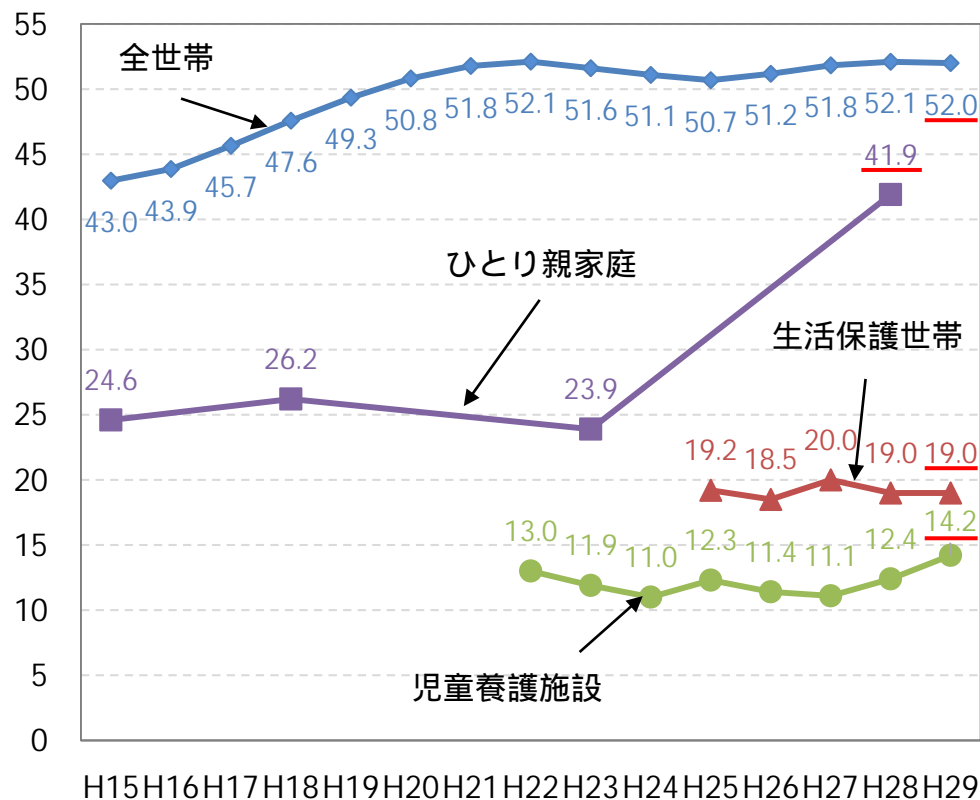
注1) 全世帯については、文部科学省「平成29年度学校基本調査」を基に算出
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成29年4月1日現在)
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ(平成29年5月1日現在)
 注4) ひとり親家庭については、厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注5) 大学等 = 大学又は短期大学
 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

(参考) 子供の大学等進学率の内訳の推移

子供の大学等 進学率の推移

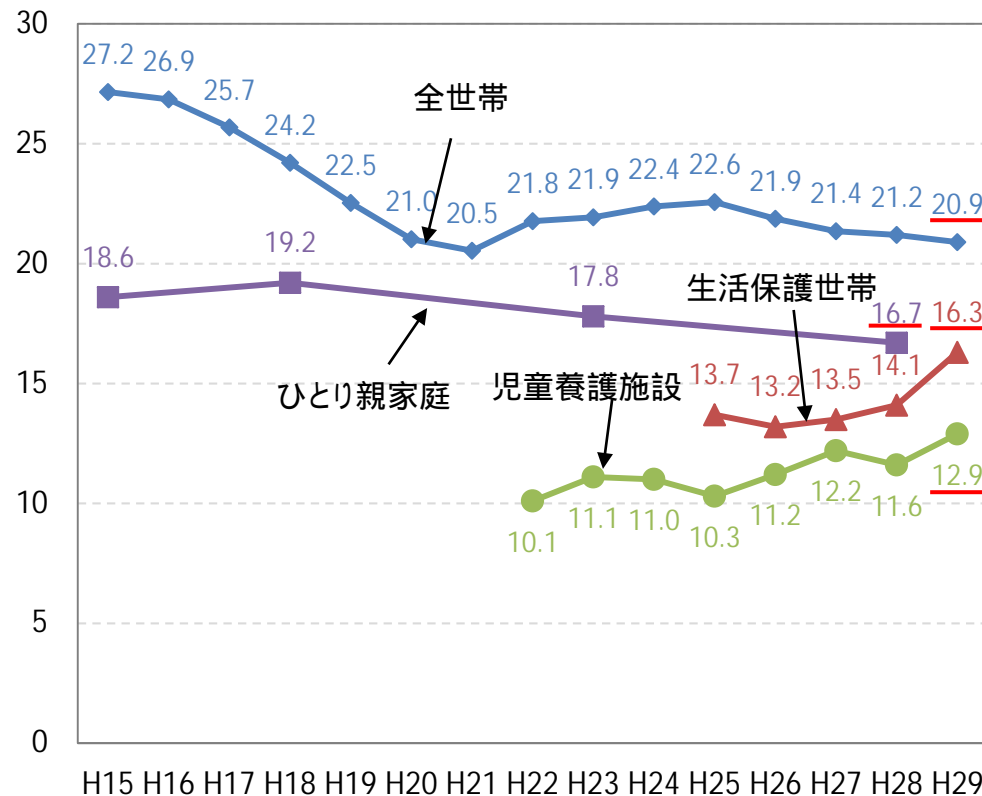
専修学校等を含まない

(%)



子供の専修学校等進学率の推移

(%)



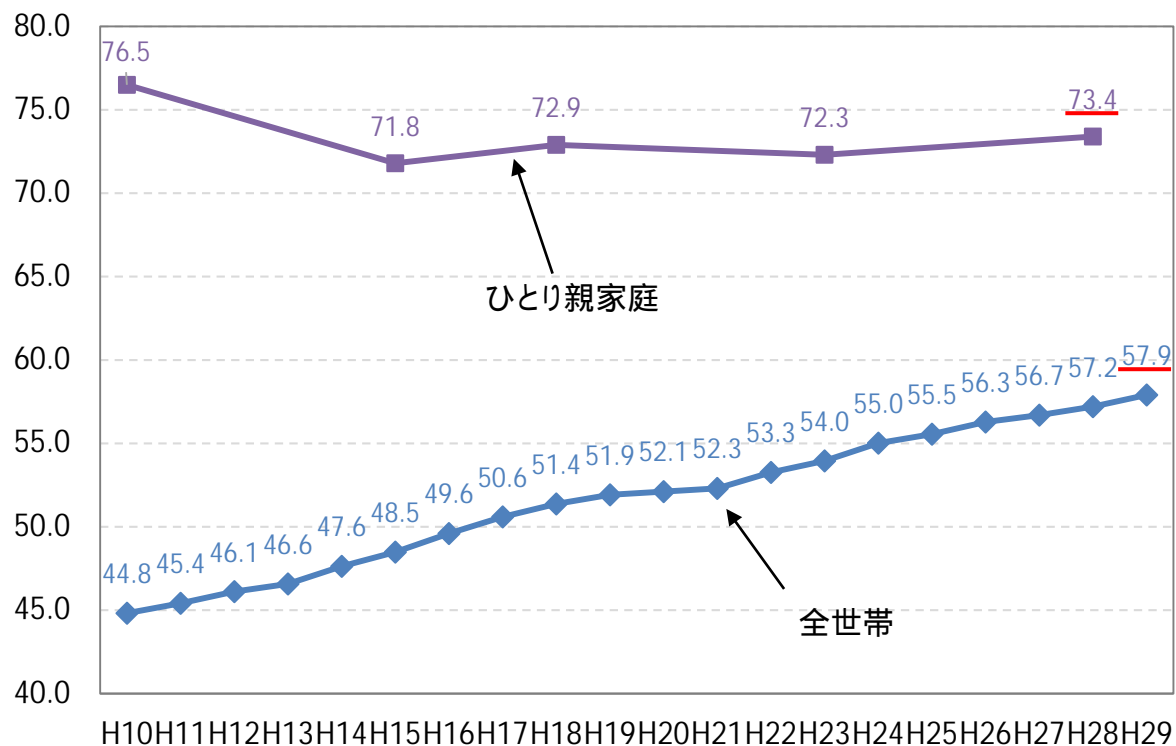
注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

注1) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出
 注2) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注3) 児童養護施設については、厚生労働省雇用・均等児童家庭局家庭福祉課調べ
 注4) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注5) 専修学校等 = 専修学校又は各種学校

子供の就園率（保育所・幼稚園）について

〇 ひとり親家庭の就園率について、全世帯と比して高くなっているものの、その差は近年縮小傾向にある。

子供の就園率（保育所、幼稚園）の推移



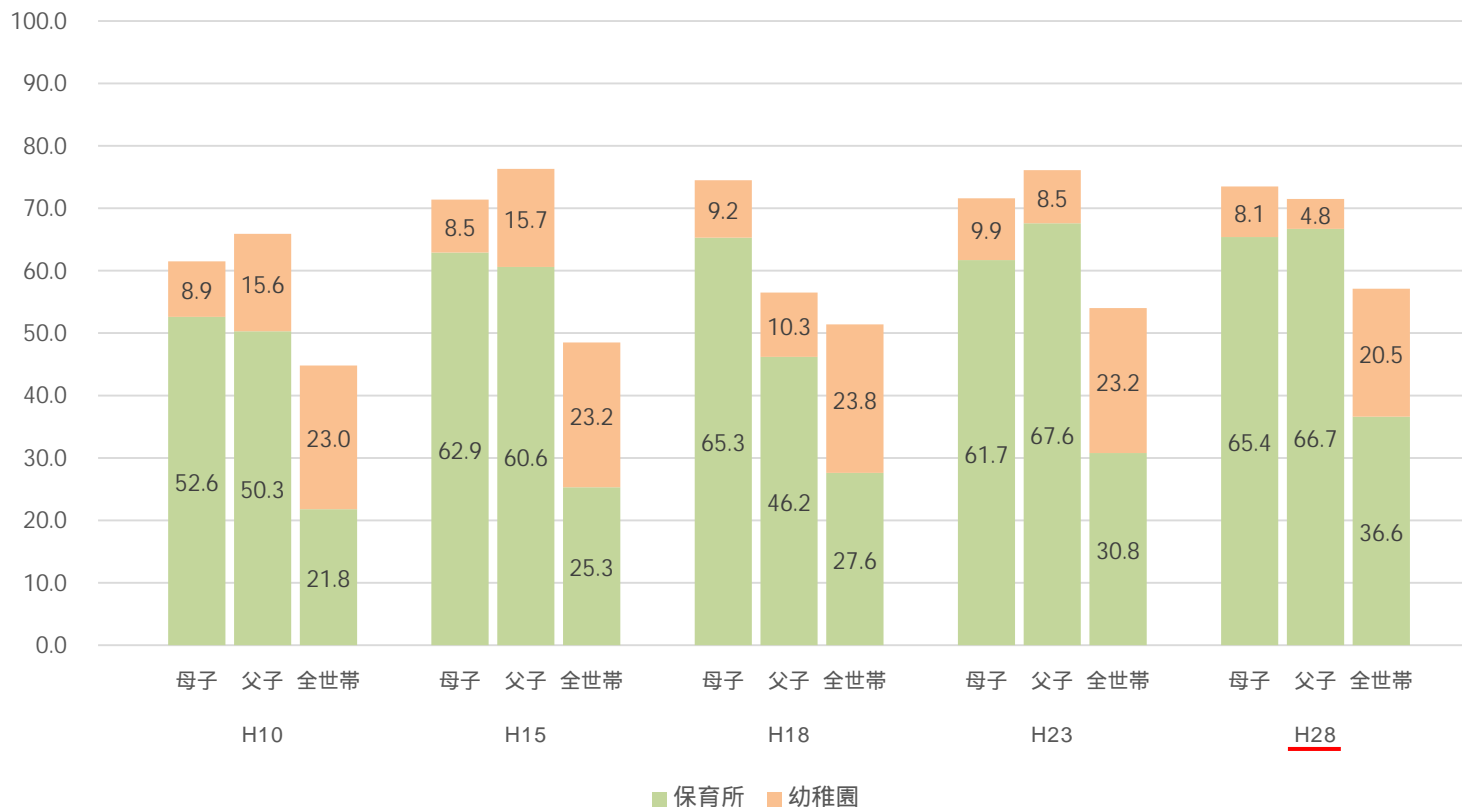
注1) ひとり親家庭については、平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

注2) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、総務省「人口推計年報」を基に算出

子供の就園率（保育所・幼稚園）について

〇 全世帯と比べて、ひとり親家庭は保育所を利用する割合が高くなっている。

子供の就園率の内訳（母子家庭、父子家庭、全世帯）

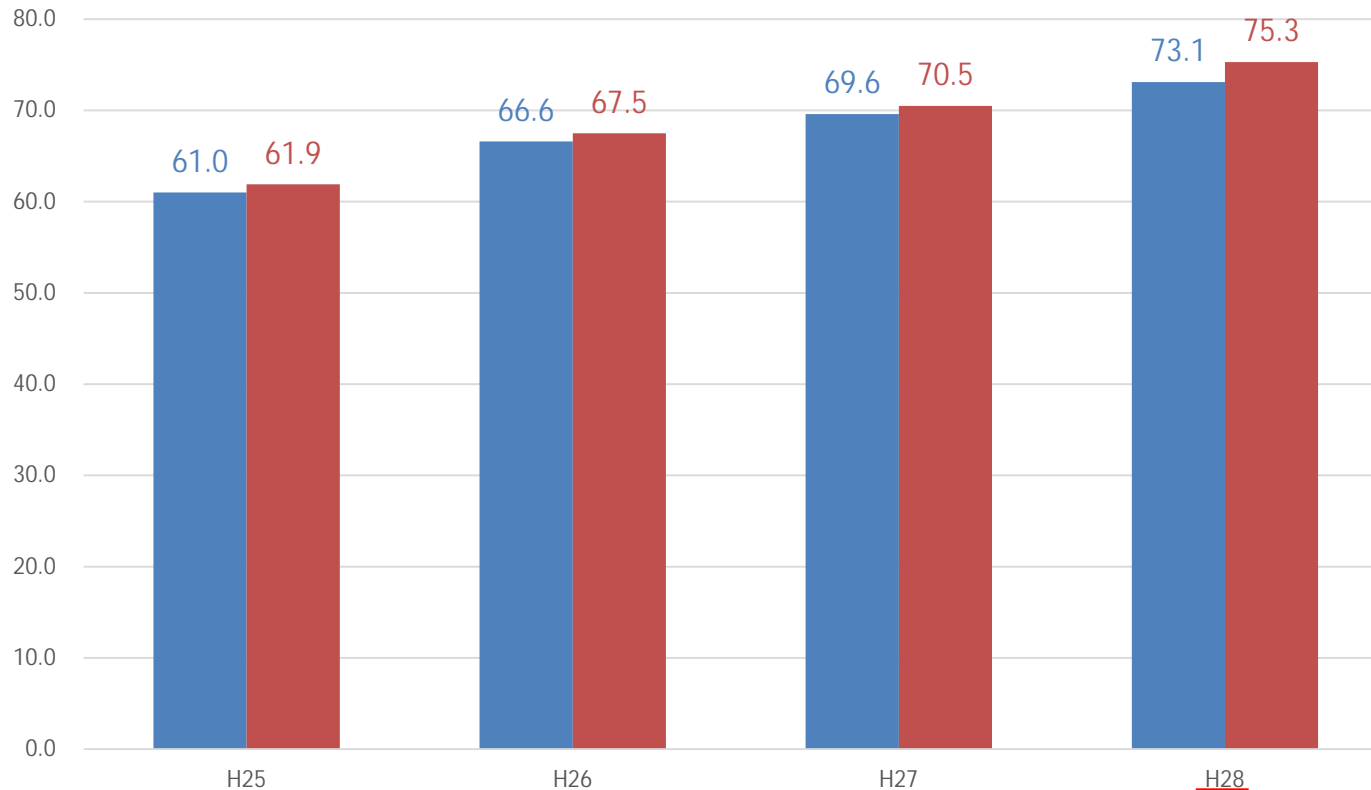


注1) 母子家庭、父子家庭については、平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
注2) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、総務省「人口推計年報」を基に算出

就学援助制度に関する周知状況

○ 就学援助制度書類を配布している市町村割合は、入学時、進級時ともに年々伸びている。

就学援助制度書類を配布している市町村割合



入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合

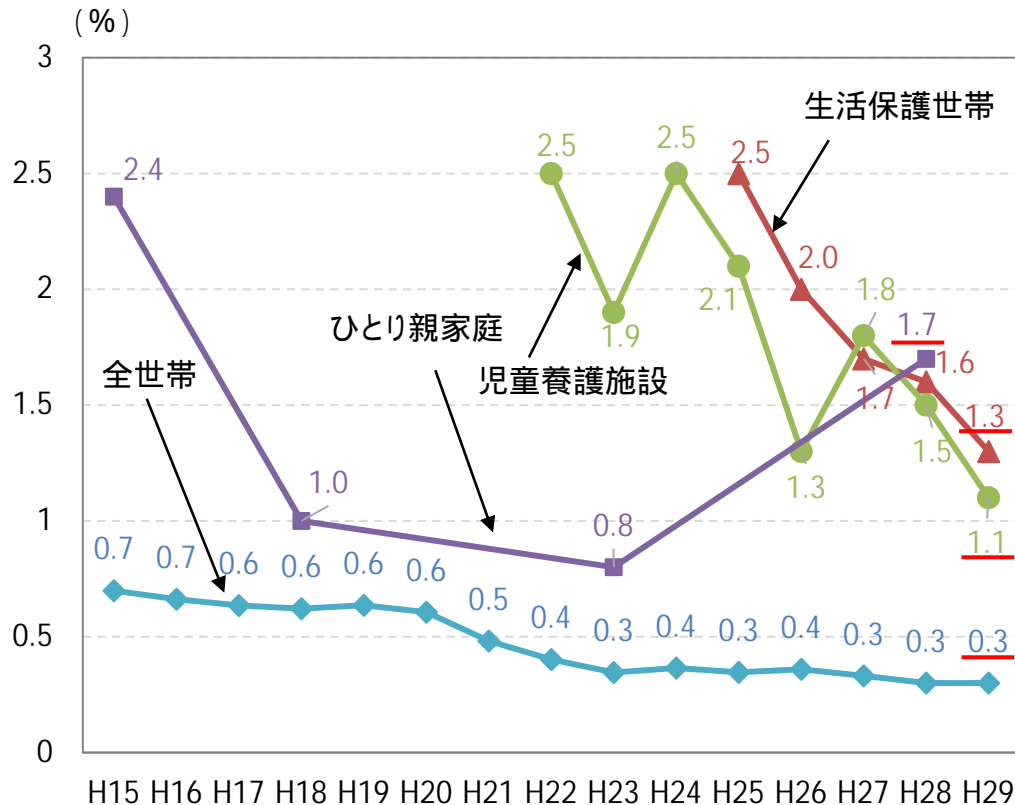
注) 平成25・26・27年度は文部科学省「初等中等教育局児童生徒課調べ」
平成28年度は文部科学省「初等中等教育局財務課調べ」より作成

生活の支援に関する指標

子供の就職率

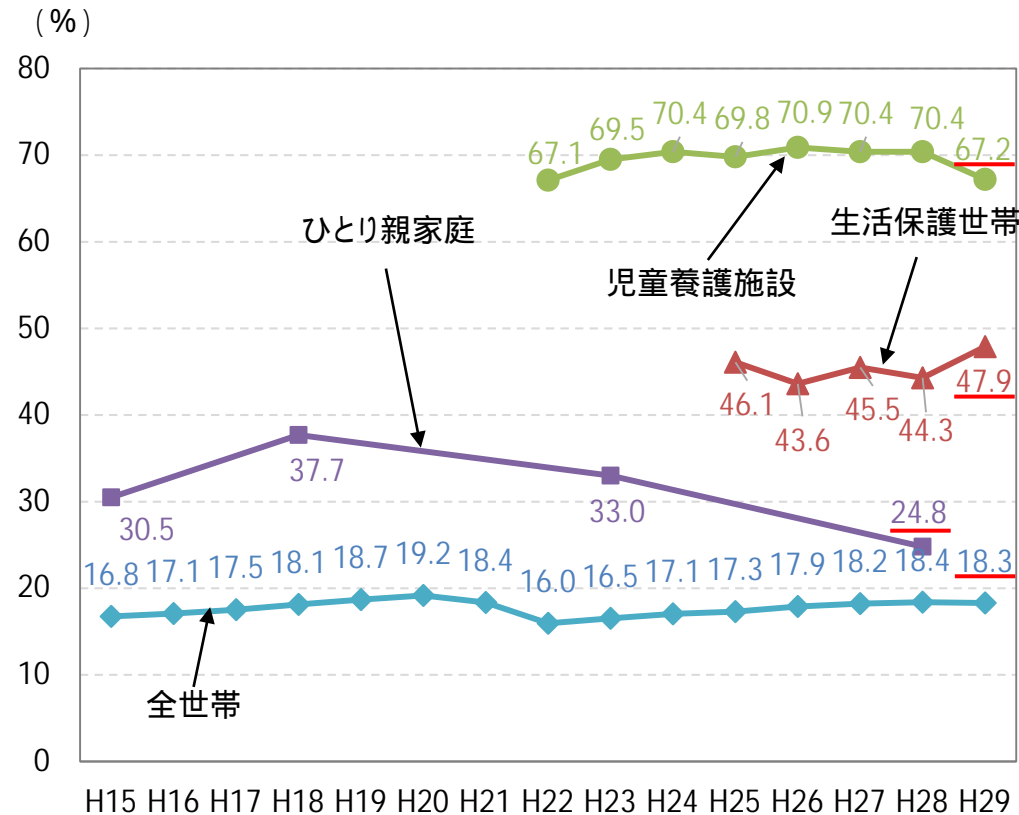
- 子供の就職率（中学校卒業後）について、生活保護世帯、児童養護施設において減少傾向にある。
- 子供の就職率（高等学校等卒業後）について、全体的に横ばい傾向にあるが、特に児童養護施設が高い水準にある。

子供の就職率(中学校卒業後)の推移



注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

子供の就職率(高等学校等卒業後)の推移



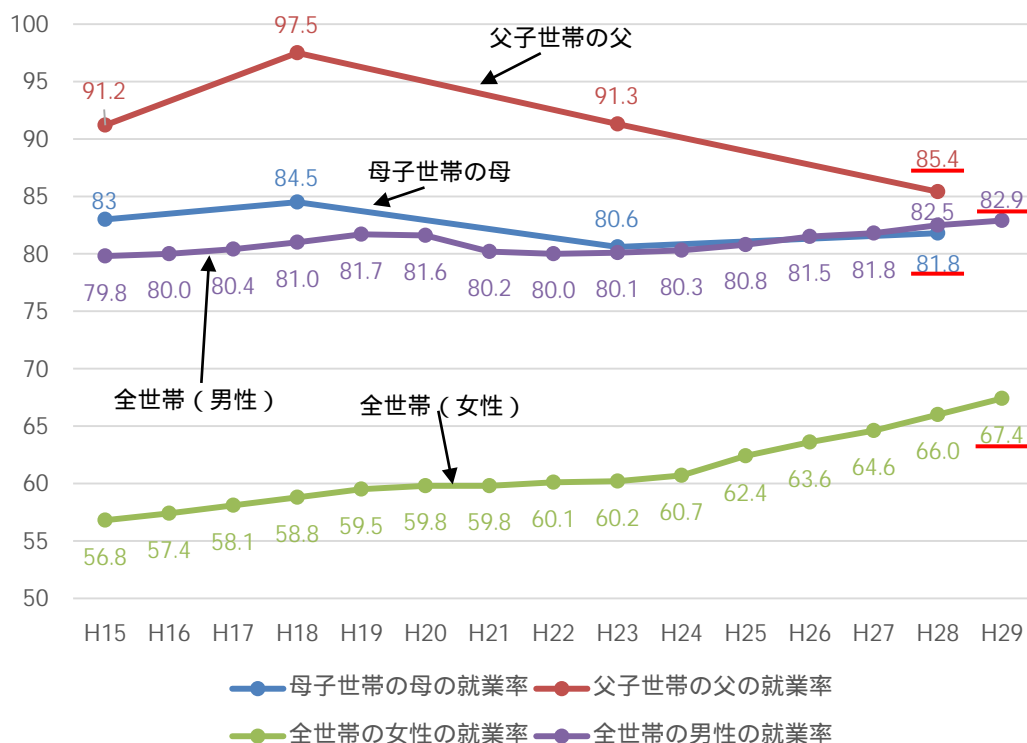
注1) 生活保護世帯については、厚生労働省社会・援護局保護課調べ
 注2) 児童養護施設については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
 注3) ひとり親家庭については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注4) 全世帯については、文部科学省「学校基本調査」を基に算出

保護者に対する就労の支援に 関する指標

ひとり親家庭の親の就業率（母子・父子家庭）

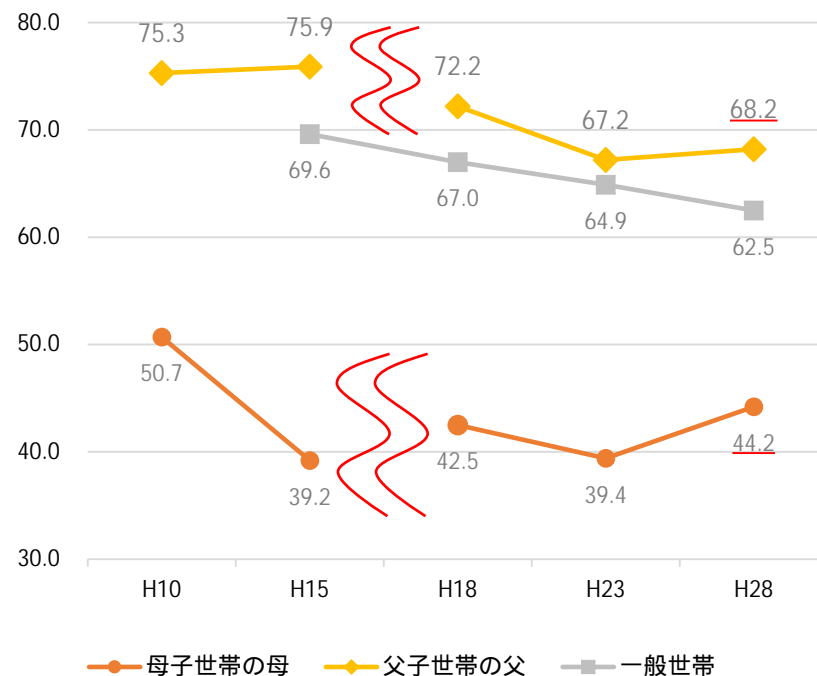
〇 ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭の母、父子家庭の父ともに全世帯（15歳～64歳の就業率）と比べて高い傾向にある。推移としては4回の調査ではおおむね横ばいとなっている。

ひとり親家庭の親の就業率の推移



- 注1) 母子世帯：父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯：母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 注2) 母子世帯、父子世帯の就業率については、平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 注3) 全世帯は15歳～64歳の就業率（総務省「労働力調査基本集計（年平均）」より作成）

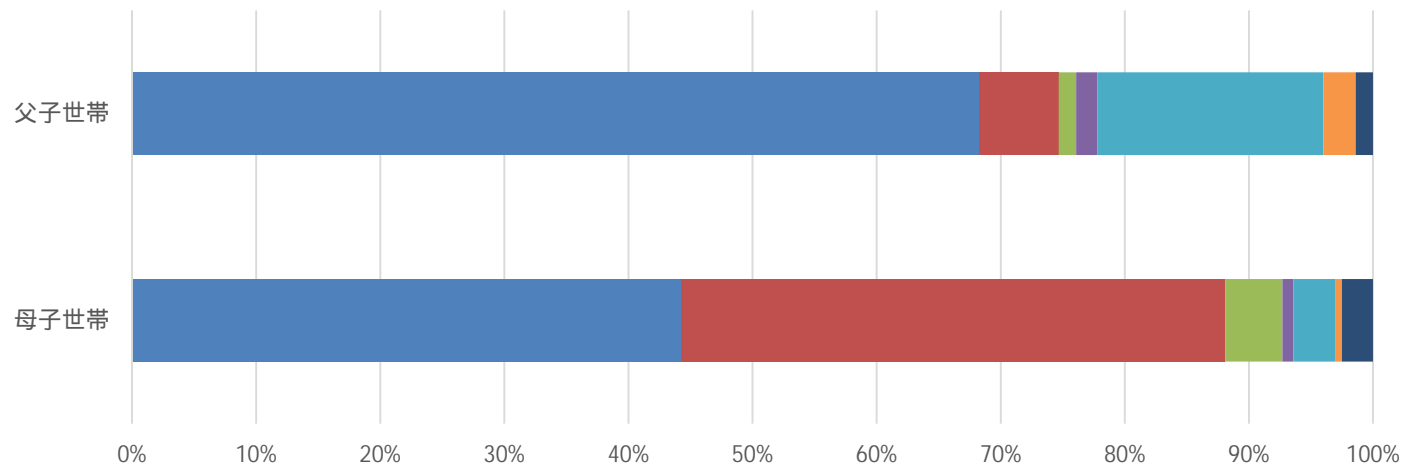
（参考）ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合の推移



- 注1) ひとり親世帯：ひとり親家庭については、平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成
 一般世帯：「労働力調査」（総務省）より作成。
 注2) 一般世帯は15歳以上人口であり、2人以上の世帯及び単身世帯両方の人口が含まれる。
 注3) 全国母子世帯等調査は年度単位、労働力調査は暦年。
 注4) 平成18年度以前の全国母子世帯調査においては「正規の職員・従業員」ではなく「常用雇用者」の集計がされている。
 「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特定の定めがない、あるいは1年を超える期間を定め雇われる者をいう。

(参考) ひとり親家庭の就業者の職種 (詳細内訳)

ひとり親家庭の就業者の職種内訳 (平成28年度)



	母子世帯	父子世帯
■ 正規の職員・従業員	44.2	68.2
■ パート・アルバイト等	43.8	6.4
■ 派遣社員	4.6	1.4
■ 会社役員	0.9	1.7
■ 自営業	3.4	18.2
■ 家族従事者	0.5	2.6
■ その他(有業)	2.5	1.4

■ 正規の職員・従業員 ■ パート・アルバイト等 ■ 派遣社員 ■ 会社役員 ■ 自営業 ■ 家族従事者 ■ その他(有業)

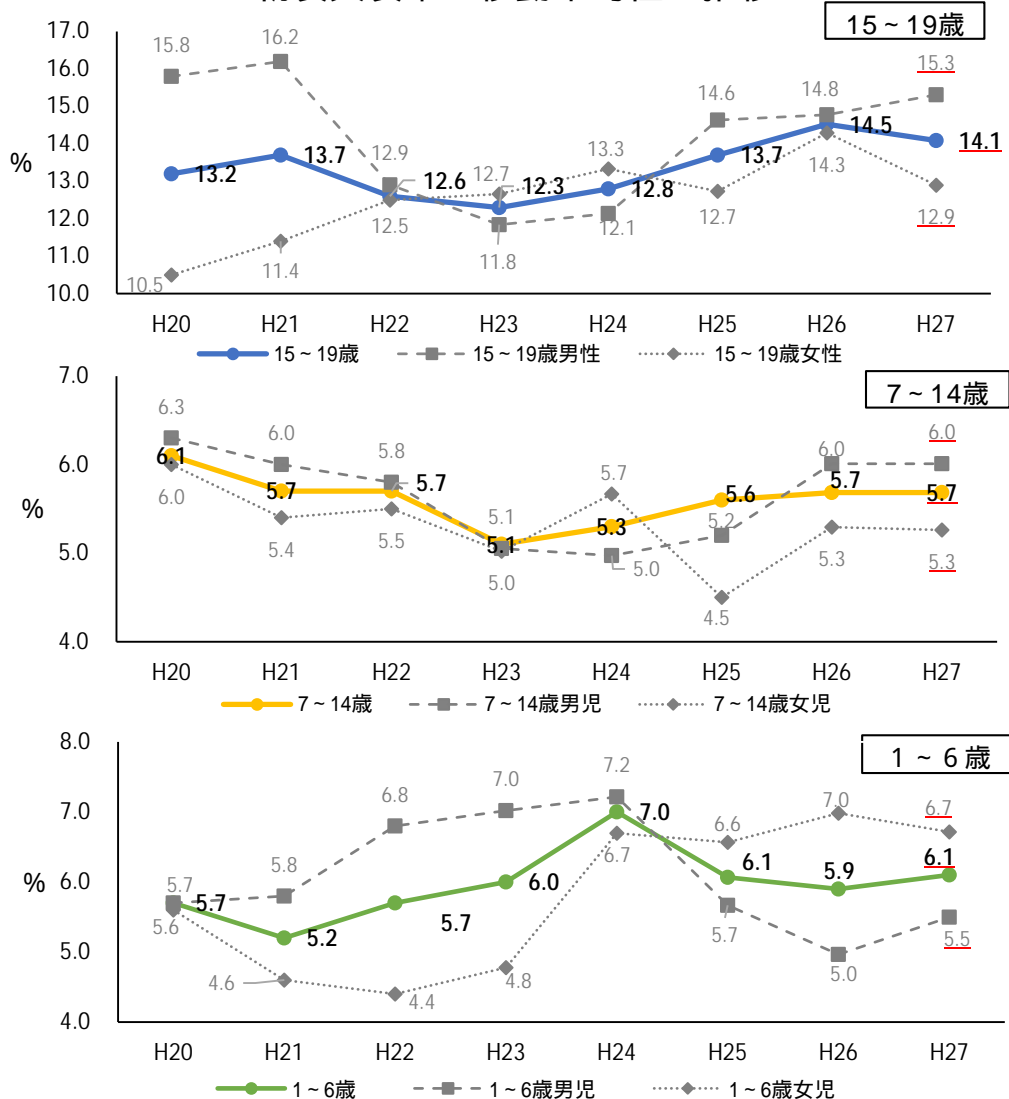
(注1) 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より作成

(注2) 母子世帯・・・父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯。
父子世帯・・・母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

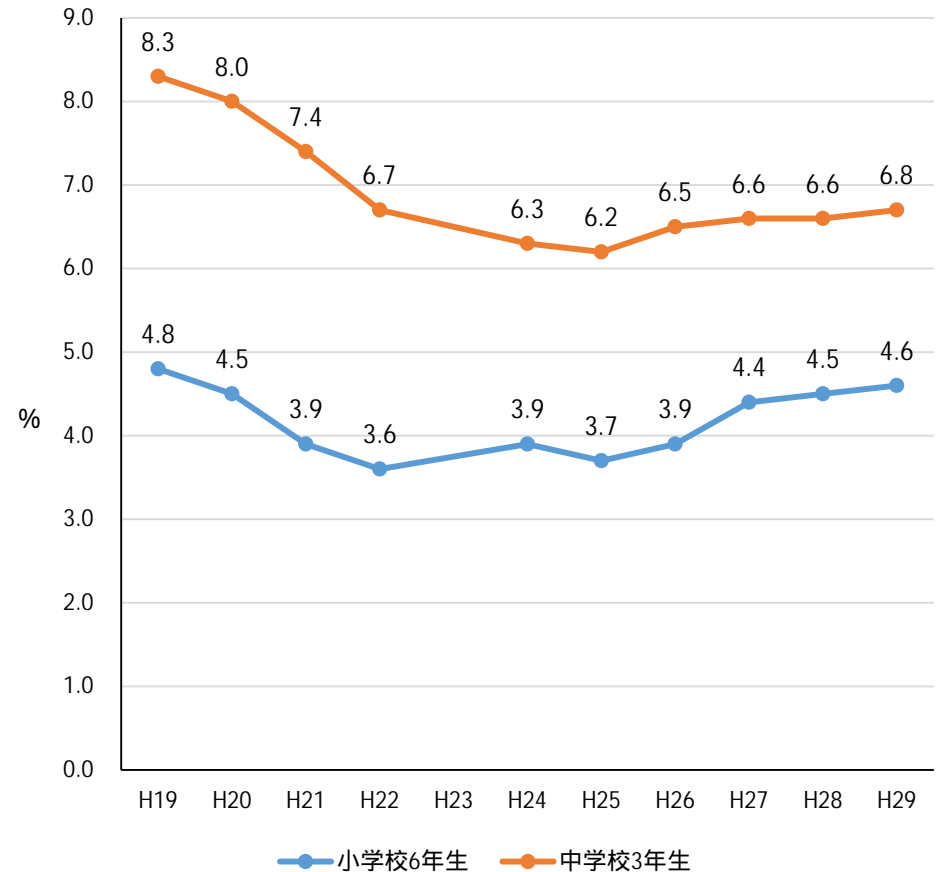
その他

朝食欠食児童・生徒の割合

朝食欠食率の移動平均値の推移



朝食欠食率の推移

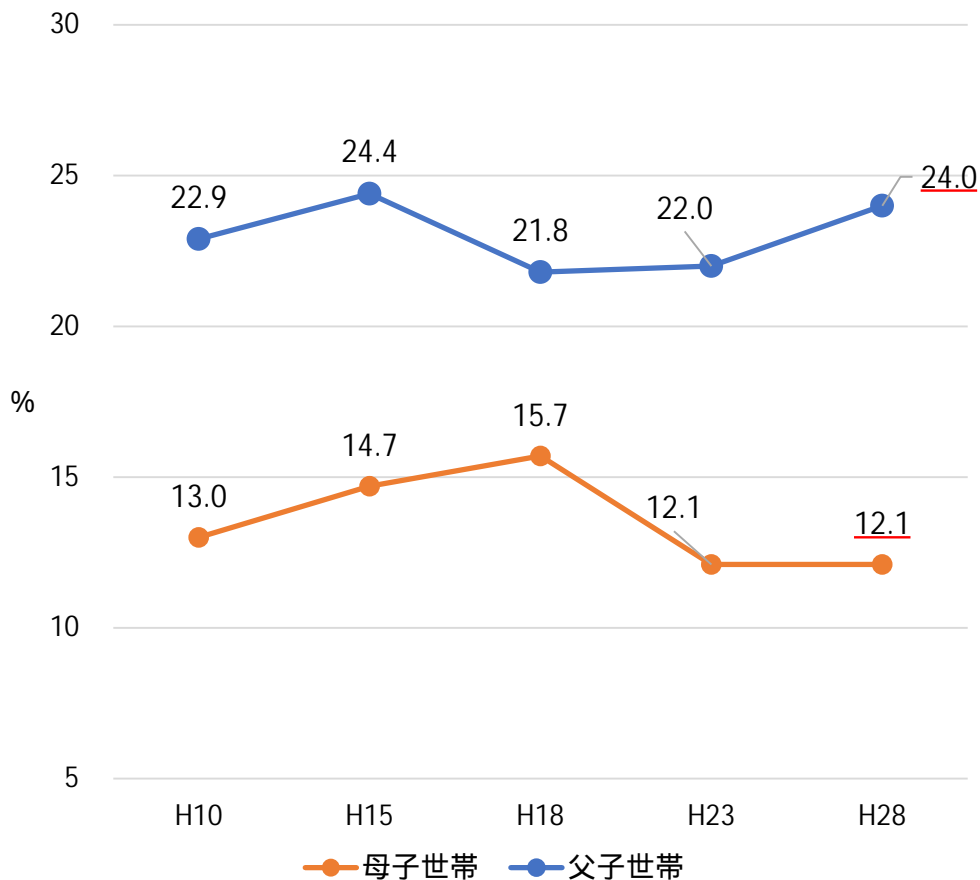


注1) 国民健康・栄養調査(厚生労働省)より作成。
 注2) 移動平均値は朝食欠食率の各年次結果の前後の年次結果を足し合わせ、計3年分を平均化したものである。
 例えば、平成23年度の値は、平成22,23,24年度の値平均値。公表されている朝食欠食率を基に算出した。

注1) 全国学力・学習状況調査(文部科学省)より作成。
 注2) 「朝食を食べていますか」との設問に、「あまりしていない」と回答した児童(小学6年生)又は生徒(中学3年生)の割合と、「全くしていない」と回答した児童又は生徒の割合とを足したもの。
 注3) 平成23年度は、東日本大震災の影響を考慮し、調査の実施を見送った。

相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいない人の割合

ひとり親家庭の親で相談相手がおらず、欲しいと答えた人の割合の推移



子供がある世帯の世帯員が必要であるが頼れる人はいないと答えた人の割合

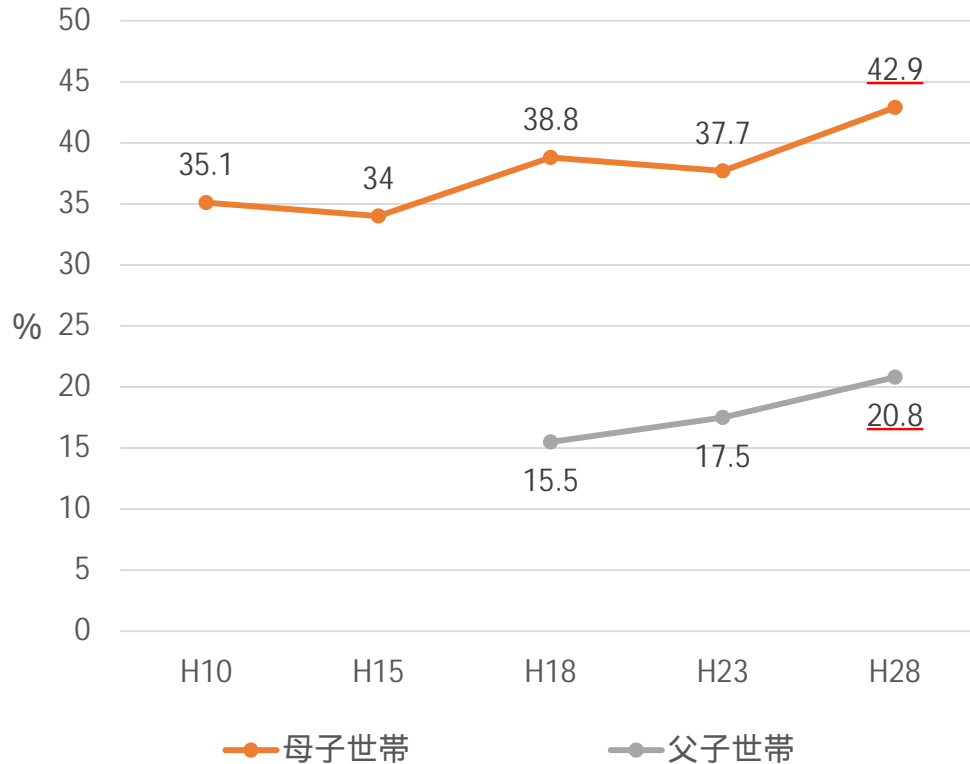
	全世帯	ひとり親家庭	等価世帯所得第1~3十分位
(1) 看病や介護、子どもの世話	2.4	5.3	3.4
(2) 健康、介護、育児に関する相談	2.0	3.9	3.1
(3) 家庭内でのトラブルに関する相談	3.6	5.6	6.1
(4) 就職・転職など仕事に関する相談	3.8	7.1	5.5
(5) 愚痴を聞いてくれること	1.8	3.4	2.8
(6) 喜びや悲しみを分かち合うこと	1.2	3.7	2.3
(7) いざというときの少額のお金の援助	4.3	9.0	8.2
(8) いざという時の高額のお金の援助	15.7	26.5	23.0
(9) 家具の移動・庭の手入れ・雪かきなどの手伝い	2.9	7.9	4.4
(10) 災害時の助け	3.0	7.7	4.9

注1) 平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成より作成。概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成28年度。
 注2) 公表されている割合は相談相手がいないと答えた人に対する割合であるため、世帯全体に対する割合を公表されている世帯数を基に算出した。

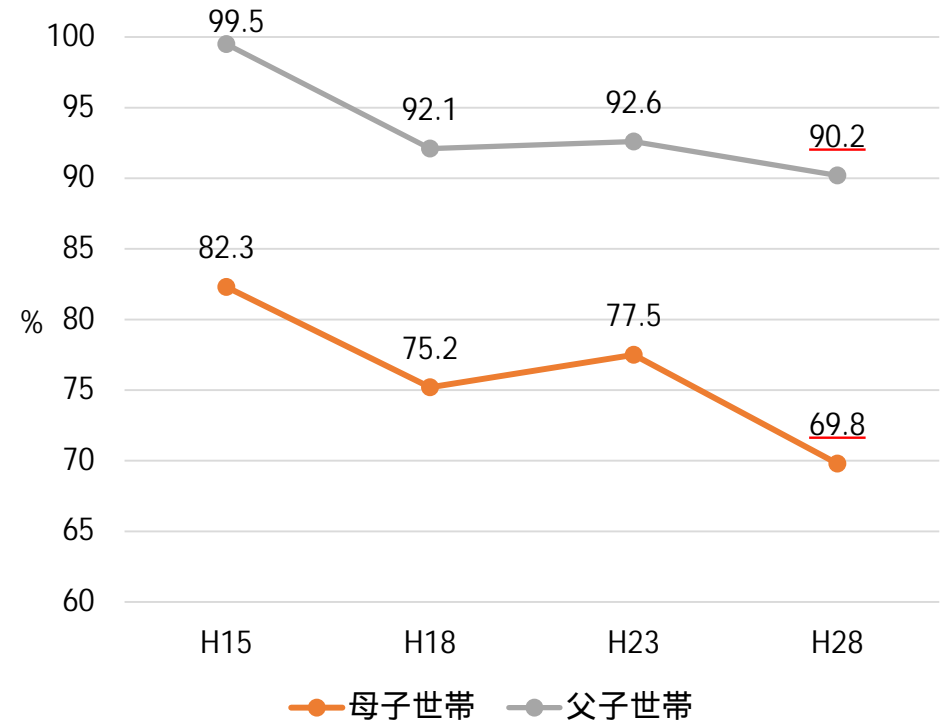
注1) 生活と支え合いに関する調査（国立社会保障・人口問題研究所）より作成。平成19年度より5年度ごとに実施。最新の調査は平成24年度。
 注2) 対象は世帯主及び20歳以上の世帯員である。
 注3) 当該調査項目は平成24年度調査から追加されたものである。
 注4) 等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯人員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。

養育費に関する指標

ひとり親家庭のうち
養育費についての取決めのある世帯割合の推移



ひとり親家庭のうち
養育費を受け取っていない子供の割合の推移



注1) 平成10・15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成より作成。

概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成28年度。

注2) 父子世帯は平成18年度調査から集計されている。

注1) 平成15・18・23年度は厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年度は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成より作成。

概ね5年度ごとに実施。最新の調査は平成28年度。

注2) 養育費を受け取っていない子供の割合は、母子世帯の母又は父子世帯の父が、養育費を「受けたことがあるが、現在は受けていない」又は「受けたことがない」と回答した世帯に属する子供の人数の割合を集計したものである。